

令和 6 年 9 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和 6 年 9 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 67 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 68 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 69 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 70 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 71 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 72 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 73 号	湖西市いじめ防止対策推進条例制定について
議案第 74 号	湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 75 号	湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第 76 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 77 号	湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 78 号	湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 79 号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 80 号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 81 号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第 82 号	令和 6 年度通信指令装置・消防救急デジタル無線システム更新の契約締結について
議案第 83 号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第 84 号	市道の路線の認定について
議案第 85 号	市道の路線の変更について
議案第 86 号	令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 87 号	令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 88 号	令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 89 号	令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 90 号	令和 5 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 91 号	令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 92 号	令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 案 番 号

件

名

議案第 93 号 令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 94 号 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

議案第 95 号 令和 5 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第 96 号 令和 5 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 相 曾 桃 子

2 番 山 本 晃 子

令和 6 年 9 月 3 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 10 月 7 日までの 35 日間とする。

令和 6 年 9 月 3 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 67 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 杉 山 健

議案第 68 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 穴 水 正 哲

議案第 69 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 池 田 定 子

議案第 70 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

（変更前）

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2, 145, 000, 000 円 |
| 4 契約の相手方 | 中村組・須山特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 |
| | 湖西市吉美 3270 番地の 5 301 |
| | 株式会社中村組 湖西営業所 |
| | 所長 土屋 崇 |
| | その他構成員 |
| | 湖西市鷺津 5300 番 |
| | 須山建設株式会社 湖西営業所 |
| | 所長 鈴木 千春 |

（変更後）

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2, 145, 803, 000 円 |

- 4 契約の相手方 中村組・須山特定建設工事共同企業体
- 代表構成員
- 湖西市吉美 3270 番地の 5 301
- 株式会社中村組 湖西営業所
- 所長 土屋 崇
- その他構成員
- 湖西市鷺津 5300 番
- 須山建設株式会社 湖西営業所
- 所長 鈴木 千春

議案第 71 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

（変更前）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 533,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 日管・つばい特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市ときわ三丁目 9 番地 67 号
日管株式会社 湖西支店
支店長 竹村 尚久
その他構成員
湖西市新所 3135 番地の 2
つばい工業株式会社 湖西営業所
湖西営業所長 井口 佳則 |

（変更後）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事） |
|---------|--------------------------------|

- | | |
|----------|-------------------|
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 553,014,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 日管・つばい特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 |
| | 湖西市ときわ三丁目9番地67号 |
| | 日管株式会社 湖西支店 |
| | 支店長 竹村 尚久 |
| | その他構成員 |
| | 湖西市新所3135番地の2 |
| | つばい工業株式会社 湖西営業所 |
| | 湖西営業所長 井口 佳則 |

議案第 72 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

（変更前）

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 594,000,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松川・旭特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市駅南二丁目 12 番 8 号
松川電気株式会社 湖西営業所
営業所長 小野寺 政幸
その他構成員
湖西市新居町浜名 597 番地の 3
株式会社旭電気工業所
代表取締役 疋田 貴之 |

（変更後）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事） |
|---------|--------------------------------|

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 601,436,000 円
- 4 契約の相手方 松川・旭特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市駅南二丁目 12 番 8 号
松川電気株式会社 湖西営業所
営業所長 小野寺 政幸
その他構成員
湖西市新居町浜名 597 番地の 3
株式会社旭電気工業所
代表取締役 疋田 貴之

湖西市いじめ防止対策推進条例制定について

湖西市いじめ防止対策推進条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、市の基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 湖西市立学校設置条例(昭和 39 年湖西市条例第 24 号)に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をい

う。

(6) 市民等 市内に住所を有し、居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(7) 地域団体等 市内で活動する団体並びに市内で事業活動を行う法人及び個人事業主をいう。

(8) 関係機関等 前各号に掲げるもののほか、児童等のいじめの問題の対応に係る機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に影響を与えず、その人権を侵害することのないよう、児童等の利益を最優先に、児童等のいじめへの理解を深め、いじめが行われなくなるようにすることを旨とし、市、学校、保護者、市民等、地域団体等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市長は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、かつ、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 教育委員会は、学校がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、児童等のいじめの防止等に取り組むため、児童等の状況を把握することに努め、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、児童等に対し、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるよう努めるものとする。

(市民等及び地域団体等の責務)

第7条 市民等及び地域団体等は、地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境を作るよう努めるものとする。

2 市民等及び地域団体等は、いじめを発見したときは、速やかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

3 市民等及び地域団体等は、いじめに関する通報、相談等に関係したときは、その際に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(児童等の心構え)

第8条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、自らを大切にし、互いの権利を尊重するよう努めるものとする。

3 児童等は、いじめを受けたと思われるとき又は他の児童等がいじめを受け、若し

くは受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

(啓発、教育及び人材育成)

第9条 市は、いじめを正しく理解してもらうため、市民等に対して、いじめに関する必要な啓発及び教育を行うものとする。

2 学校は、いじめの防止に資するため、児童等に対して、道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとする。

3 市長は、学校外におけるいじめの防止等のため、地域でいじめ防止対策その他のいじめ防止等のための活動を行う市民等の育成に努めるものとする。

(相談、通報等)

第10条 市は、いじめを早期に発見し対応するために、効果的な相談及び通報の体制を整えるものとする。

2 学校は、いじめを早期に発見し対応するために、児童等が安心して相談することができるような取組を行うものとする。

(調査)

第11条 市長は、いじめ又はいじめと思われるものに関する相談又は通報を受けたときは、その事実を確認し、解決を図るために、関係する児童等及びその保護者に聞き取りを行う等必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査のため、必要があると認めるときは、学校、教育委員会及び地域団体等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(是正要請)

第12条 市長は、調査等の結果、いじめの事実又はいじめの疑いがあり、必要があると認めるときは、学校及び教育委員会に対し、是正の要請をすることができる。

2 前項の是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応の状況を市長に報告しなければならない。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第13条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。次条において「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、湖西市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(いじめ問題専門委員会)

第14条 市長は、法第30条第2項の規定に基づく調査のほか、いじめの防止等のための対策について審議を行うため、湖西市いじめ問題専門委員会を置くことができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

障害支援区分認定審査会	会長	日額 21,000 円
	委員	日額 20,000 円

」を「

障害支援区分認定審査会	会長	日額 21,000 円
	委員	日額 20,000 円
いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額 6,500 円
	委員	日額 6,000 円
いじめ問題専門委員会	会長	日額 21,000 円
	委員	日額 20,000 円

」に改める。

議案第 74 号

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

4 削除	
------	--

」を

「

4 市長	湖西市こども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）によるこども（同条例第 2 条第 1 号に規定するこどもをいう。以下同じ。）の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表 2 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。））」に改め、同表 4 の項中「医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」を「医療保険給付関係情報」に改め、同表中

「

10 削除		
-------	--	--

」を

「

10 市長	湖西市こども医療費助成条例によるこどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
-------	---	------------

」に改め、同表 11 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報、戸籍関係情報又は医療保険給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例（令和 3 年湖西市条例第 30 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の一部 を改正する条例

湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例（令和 3 年湖西市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条の 2」を「第 13 条の 3」に、「寄付を」を「寄附を」に、「まち・ひと・しごと創生寄付活用事業」を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託（静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

議案第 77 号

湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ため」の次に「、児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業等を実施する施設として」を加える。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
湖西市新居子育て支援センター	湖西市新居町浜名 485 番地
湖西市新所子育て支援センター	湖西市新所 2820 番地

第 4 条第 1 号中「子育てに係る交流」を「子育て中の親子の交流促進及び交流の場の提供」に改め、同条第 2 号中「子育てに係る相談指導」を「子育て等に関する相

談及び援助」に改め、同条第 3 号中「子育てに係る情報の収集及び」を「地域の子育て関連情報の」に改め、同条第 4 号中「を支援するための場所の提供」を「及び子育て支援に関する講習等」に改め、同条第 5 号中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条に規定する乳児及び幼児の一時預かり事業」を「湖西市のびのび預かり事業条例（平成 17 年湖西市条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する事業」に改め、同条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とする。

第 6 条中「次の」の次に「表に掲げる」を加え、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休館日
湖西市新居子育て支援センター	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
湖西市新所子育て支援センター	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「利用者」の次に「又は使用団体」を加え、同条を第 11 条とする。

第 7 条の見出し中「入館」を「利用」に改め、同条中「入館」を「利用」に、「制限する」を「制限し、又は使用許可をしない」に改め、同条第 2 号中「管理上支障」を「設置目的に反する使用又は利用をし、又はそのおそれ」に改め、同条第 3 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 専ら営利を目的として使用又は利用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）による使用又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者による利用であるとき。

第 7 条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用許可の取消し）

第 10 条 市長は、使用団体（使用許可を受けた団体をいう。次条において同じ。）

が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(利用対象者等)

第 7 条 センターを利用することができる者は、小学校就学前の児童及びその保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体が子育て支援を目的とした活動を行う場合は、当該団体にセンターを使用させることができる。

(使用許可)

第 8 条 前条第 2 項の規定により団体が使用することができる施設は、表に掲げるとおりとする。

名称	施設
湖西市新居子育て支援センター	和室、調理室、相談室及び西会議室
湖西市新所子育て支援センター	遊戯室、会議室、調理室、保育室 1 及び保育室 2

2 団体が、前項に掲げる施設を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市子育て支援センター条例第 8 条第 2 項の規定による使用の許可のために必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 78 号

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 災害弔慰金（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）
- 第 5 章 湖西市災害弔慰金等支給審査委員会（第 16 条）
- 第 6 章 雑則（第 17 条）
- 附則

第2条中「定義」を「意義」に改める。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第7条中「弔慰金」を「災害弔慰金」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

第16条の見出し中「規則への」を削り、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 湖西市災害弔慰金等支給審査委員会

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市は、法第18条の規定により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、湖西市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

第6章 雑則

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

議案第 79 号

湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 60 条」を「第 59 条」に改める。

第 2 条第 4 号中「施行規則」を「法施行規則」に改め、同条第 7 号を削る。

第 4 条中「の各号」を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「婚姻の届出」を「3 親等以内の親族をいい、婚姻の届出」に改め、「この条及び第 12 条において」を削り、同項第 3 号中「者」の次に「(所有する住宅が居住の用をなさない程度に著しく老朽化し、かつ、費用が不足する等の理由によりその修繕又は建て替え等が困難である者及び差押え又は正当な理由による立退き要求等により居住し続けることができない者を含む。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 5 前各項に掲げるもののほか、特定の住宅への入居申込みに係る資格については、規則で定める。

第7条第2項中「者を」の次に「次条第1項の選考又は同条第4項の規定による選考により」を加え、「決定し」を「決定したときは」に改める。

第8条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に、「調査し、住宅に困窮する度合」を「調査して住宅困窮順位を定め、順位」に改め、同条第3項中「者について」を「とき」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の場合において、市長が必要に応じて意見を聴くため、湖西市営住宅入居者選考委員会を置く。

第8条第5項中「第2項から前項までの規定にかかわらず」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 湖西市営住宅入居者選考委員会について必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「独立の生計を営み、入居決定者と同等以上の収入がある者で市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書」を「規則で定める連絡先等届出書及び誓約書」に改め、同条第2項中「前項」を「同項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第11条第1項中「当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者」を「法第27条第5項の規定により新たに親族」に、「施行規則第11条で」を「規則で」に改める。

第12条第1項中「死亡し、又は」の次に「離婚（内縁関係の解消を含む。）に伴い」を加え、「その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が」を「法第27条第6項の規定により」に改め、「ときは、当該入居者と同居していた」を削り、「施行規則第12条」を「規則」に改める。

第14条第1項ただし書から第3項までの規定中「施行規則」を「法施行規則」に改める。

第 15 条中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 10 条第 5 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

第 18 条第 2 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 20 条第 1 項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）」を削り、「市の」を「規則で定めるところにより市の」に改め、同条第 2 項中「前項に掲げる」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第 21 条中「の各号」を削り、同条第 2 号中「し尿」の次に「及びごみ」を加える。

第 28 条第 1 項中「第 5 条第 2 号」を「第 5 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 31 条第 4 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 40 条第 1 項中「5 日」の次に「（その期間中に湖西市の休日を定める条例（平成 2 年湖西市条例第 12 号）第 1 条第 1 項に規定する休日がある場合においては、その休日を除く。第 49 条において同じ。）」に加え、「市営住宅監理員又は」を削る。

第 41 条第 1 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 45 条中「第 10 条第 5 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

第 48 条中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 50 条中「の各号」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。

第 50 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自己の所有する自動車又は他者の使用する自動車（規則で定めるものに限る。）を駐車させること。

第 51 条第 3 項中「の計算」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第 52 条及び第 53 条第 1 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 55 条を削る。

第 56 条第 1 項中「市営住宅監理員若しくは」を削り、同条を第 55 条とする。

第 57 条を第 56 条とし、第 58 条から第 60 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 81 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「超過料金・使用料金」を「従量料金」に改め、同条ただし書を削る。

第 27 条第 1 項中「休止若しくは」を「休止し、若しくは」に、「次のとおり」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が 16 日未満のとき 1 月の基本料金の半額と従量料金を合算した額
(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 使用日数が 16 日以上るとき 1 月の基本料金と従量料金を合算した額

第 30 条第 1 項中「方法」の次に「（第 34 条第 1 項において「指定納付受託者納付」という。）」を加える。

第 34 条中「市長」を「前項に掲げる場合のほか、市長」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

市長は、水道の利用者について次に掲げる事由があると認めるときは、第 23 条第 3 項に規定する徴収ごとに当該水道の利用者に係る料金から 55 円を軽減することができる。

- (1) 口座振替又は指定納付受託者納付により料金を納付するとき（水道の利用者の責めに帰すべき事由により、料金が納期限までに納入されなかったときを除く。）。
- (2) ショートメッセージ（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 4 条第 1 項の表に規定するショートメッセージ伝送交換機能を利用した通知をいう。）にて使用水量の通知を受けているとき又は使用水量の通知が不要であることを市長に申し込み、その承認を受けているとき。

別表を次のように改める。

別表（第 24 条関係）

区分	量水器の口径	基本料金	従量料金
一般用	13mm	1,105 円	1 m ³ から 8 m ³ まで 1 m ³ につき 37 円
	20mm	1,920 円	9 m ³ から 25 m ³ まで 1 m ³ につき 149 円 26 m ³ から 75 m ³ まで 1 m ³ につき 172 円 76 m ³ 以上 1 m ³ につき 190 円
	25mm	3,330 円	1 m ³ から 25 m ³ まで 1 m ³ につき 155 円
	30mm	5,470 円	26 m ³ から 75 m ³ まで 1 m ³ につき 172 円 76 m ³ から 250 m ³ まで 1 m ³ につき 190 円 251 m ³ 以上 1 m ³ につき 214 円
	40mm	10,820 円	1 m ³ から 150 m ³ まで 1 m ³ につき 178 円
	50mm	16,290 円	151 m ³ から 500 m ³ まで 1 m ³ につき 208 円
	75mm	36,850 円	501 m ³ 以上 1 m ³ につき 226 円
	100mm	64,200 円	
	150mm	142,500 円	1 m ³ から 150 m ³ まで 1 m ³ につき 416 円 151 m ³ から 500 m ³ まで 1 m ³ につき 476 円 501 m ³ 以上 1 m ³ につき 517 円
	200mm 以上	市長が別に定める。	
公衆浴場	一般用に準ずる。		1 m ³ につき 149 円
臨時用	一般用に準ずる。		1 m ³ につき 226 円

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道に係る水道料金で施行日から令和 7 年 5 月 31 日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものについては、改正後の湖西市給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 82 号

令和 6 年度通信指令装置・消防救急デジタル無線システム更新の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度通信指令装置・消防救急デジタル無線システム更新 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 681,230,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県富士市横割本町 15 番 2 号
朝日電気工業株式会社 静岡営業所
副所長 高橋 正智 |

議案第 83 号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号）を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 84 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
南上ノ原 75 号線	湖西市ときわ三丁目	湖西市ときわ三丁目	

議案第 85 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	新旧別	起 点	終 点	重要な経過地
梅田南 11 号線	旧	湖西市梅田字ムメタ	湖西市梅田字ムメタ	
	新	湖西市梅田字ムメタ	湖西市梅田字ムメタ	

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 644,999 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,161,570 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	2,855,150	1,108	2,856,258
	2 国庫補助金	581,599	1,108	582,707
16	県支出金	1,551,214	677	1,551,891
	2 県補助金	484,796	677	485,473
19	繰入金	2,065,543	627,191	2,692,734
	1 基金繰入金	2,065,534	585,977	2,651,511
	2 特別会計繰入金	9	41,214	41,223
21	諸収入	1,148,947	7,623	1,156,570
	6 雑入	732,161	7,623	739,784
22	市債	2,193,100	8,400	2,201,500
	1 市債	2,193,100	8,400	2,201,500
歳 入 合 計		25,516,571	644,999	26,161,570

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,913,292	45,258	2,958,550
	1 総務管理費	2,399,553	50,424	2,449,977
	2 徴税費	290,043	718	290,761
	3 戸籍住民基本台帳費	124,836	△6,368	118,468
	4 選挙費	62,327	484	62,811
3	民生費	7,293,655	38,503	7,332,158
	1 社会福祉費	3,570,566	32,086	3,602,652
	2 児童福祉費	3,293,438	4,683	3,298,121
	3 生活保護費	428,557	1,734	430,291
4	衛生費	4,405,249	12,525	4,417,774
	1 保健衛生費	1,038,564	9,621	1,048,185
	2 清掃費	2,455,449	2,904	2,458,353
6	農林水産業費	256,978	2,850	259,828
	1 農業費	233,486	2,850	236,336
7	商工費	737,537	△2,504	735,033
	1 商工費	737,537	△2,504	735,033
8	土木費	2,670,311	513,862	3,184,173
	1 土木管理費	276,024	82	276,106
	2 道路橋梁費	732,102	9,280	741,382
	4 都市計画費	1,357,080	504,500	1,861,580
9	消防費	1,822,572	4,831	1,827,403
	1 消防費	1,822,572	4,831	1,827,403
10	教育費	3,426,030	29,674	3,455,704
	1 教育総務費	744,625	19,971	764,596
	2 小学校費	270,560	429	270,989
	3 中学校費	905,974	429	906,403

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	668,061	2,237	670,298
	6 社会教育費	477,124	4,572	481,696
	7 保健体育費	359,686	2,036	361,722
	歳 出 合 計	25,516,571	644,999	26,161,570

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
入出地区振興策補助金	令和7年度	35,500
(都)大倉戸茶屋松線 鋼橋桁架設計画検討業務	令和7年度	13,000
大沢地区測量設計地質業務	令和7年度	105,000
内山工業団地整備負担金	令和7年度～令和10年度	1,400,000

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の 目 的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
道路整備 事業	286,500	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	294,900	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことがで きる。

議案第 87 号

令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,419 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,424,812 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	381,775	515	382,290
	1 他会計繰入金	323,775	515	324,290
7	繰越金	50,000	4,904	54,904
	1 繰越金	50,000	4,904	54,904
歳 入 合 計		5,419,393	5,419	5,424,812

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	31,912	515	32,427
	1 総務管理費	22,431	66	22,497
	2 徴税費	9,248	449	9,697
6	保健事業費	63,157	472	63,629
	1 保健事業費	6,076	472	6,548
9	諸支出金	34,060	4,432	38,492
	1 償還金及び還付加算金	34,059	1,950	36,009
	2 繰出金	1	2,482	2,483
歳 出 合 計		5,419,393	5,419	5,424,812

令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103, 213 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 486, 316 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	642,035	3,844	645,879
	1 一般会計繰入金	638,296	3,844	642,140
8	繰越金	2	99,369	99,371
	1 繰越金	2	99,369	99,371
歳 入 合 計		4,383,103	103,213	4,486,316

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	66,345	2,444	68,789
	2 介護認定費	32,764	2,444	35,208
4	地域支援事業費	318,126	1,400	319,526
	1 地域支援事業費	318,126	1,400	319,526
7	諸支出金	1,812	99,369	101,181
	1 償還金及び還付加算金	1,811	61,534	63,345
	2 繰出金	1	37,835	37,836
歳 出 合 計		4,383,103	103,213	4,486,316

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,266 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 995,770 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	201,234	369	201,603
	1 一般会計繰入金	201,234	369	201,603
4	繰越金	1	587	588
	1 繰越金	1	587	588
5	諸収入	1,651	310	1,961
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,600	310	1,910
歳 入 合 計		994,504	1,266	995,770

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	56,400	369	56,769
	1 総務管理費	53,862	264	54,126
	2 徴収費	2,538	105	2,643
3	諸支出金	1,607	897	2,504
	2 繰出金	7	897	904
歳 出 合 計		994,504	1,266	995,770

議案第 90 号

令和 5 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 91 号

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 92 号

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 93 号

令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 94 号

令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 95 号

令和 5 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 96 号

令和 5 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士